

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

受取配当等の益金不算入の計算における関連法人株式等について

《内容》

関与先のA社及びB社の代表取締役は甲氏であり、A社の株主構成は甲氏が100%、また、B社の株主構成は甲氏が35%、A社が20%、その他少数株主が45%となっています。この両社の株主構成は、設立以降変化はありません。

A社において、今期、B社から配当があるということで、この配当に係る受取配当等の益金不算入の計算をすることになりました。

この場合、A社におけるB社の株式の保有割合は、A社単独では25%ですが、A社の100%株主である個人甲氏の保有分（35%）も加えると60%になります。

そこで、受取配当等の益金不算入の計算において、A社がB社株式を60%保有していると考え、これを「関連法人株式等」として計算してもよいのでしょうか。

『答』

A社が保有するB社の株式保有は、B社の発行済株式等の3分の1超の株式等の保有には至りませんので、「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない「その他の株式等」に該当するものと認められます。

したがって、B社から受ける配当に係る益金不算入額は、配当等の額の総額の50%相当額となります。

(解説)

1 受取配当の益金不算入額は、次の①～④の4つの区分に応じて算定されることとされています（法23、法令21～22の3の2）。

①完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があった法人の株式等）・・・・・・・・配当等の全額

②関連法人株式等（その支払基準日以前6月間継続して発行済株式等の3分の1超の株式等を保有する法人の株式等）・・・・・・・・配当等の額－負債利子の額

③非支配目的株式等（その配当等の額の支払基準日に発行済株式等の5%以下の株式等を保有する法人の株式等）・・・・・・・・配当等の額×20%

④その他の株式等（上記①②③のいずれにも該当しない株式）・・・・・・・・・・配当等の額×50%

2 ところで、上記1の②の「関連法人株式等」は、法人税法第23条第6項及び法人税法施行令第22条の3第1項・第2項の規定においては、その支払基準日以前6月間継続して発行済株式等の3分の1超の「株式等を保有する法人の株式等」と規定されているだけで、とくに「支配関係」などの文言は明記されていません。

したがって、「関連法人株式等」については、配当を受ける法人自らが保有する株式等のみをいうものと考えられますから、その法人の株主やその関連者等（ご質問のケースでは、個人甲氏）が保有するものは含まれないということになります（法法23⑥、法令22の3）。

3 そうしますと、A社が、B社の配当基準日たる配当決議のあった日において保有するB社株式は25%ですから、B社の発行済株式等の3分の1超の株式等の保有には至りませんので、A社が保有するB社株式は、「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない「その他の株式等」に該当するものと考えられます。

4 したがって、A社がB社から受ける配当に係る益金不算入額は、配当等の額の総額の50%相当額となります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。